

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	扶養義務者からの費用徴収
根拠条例等の名称・根拠条項	生活保護法第77条
所管部室課名	福祉部生活福祉室
処分基準	<p>被保護者に対して、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（扶養義務者）がいるときは、生活保護法の規定に基づき、その義務の範囲内において、被保護者が受給した保護費の全部又は一部を扶養義務者から徴収します。</p>
最近改正年月日	